

確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税の確定申告は①～⑨、市・県民税の申告は①～⑤を持参してください。

- ①印鑑、筆記用具および計算用具
- ②源泉徴収票（原本）
- ③社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書（国民年金は控除証明書）
- ④生命保険・地震保険など各種控除証明書（年末調整分を除く）
- ⑤医療費控除がある場合は、領収書（あらかじめ合計額を計算してください）と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた場合は、その金額の分かるもの
- ⑥申告者本人の銀行口座番号
- ⑦前年分の確定申告をしている方は、その確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑧税務署から申告書やお知らせはがきが郵送された方は、その用紙など
- ⑨ e-Taxを利用されている方は、利用者識別番号と暗証番号



忘れないように
ご注意ください

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると税額などが自動計算され、申告書などを作成することができます。
※所得税の確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。なお、2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。

期限内の申告を！ 2月17日(月)～3月17日(月)は 平成25年分所得税の確定申告期間です

問 大和税務署 ☎(262)9411 市民税課 ☎(235)8594

市役所でできる確定申告

- ▼会場 市役所702・703会議室
- ▼対象 ▼収入⇨給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方
- ▼控除⇨医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除の追加など
- ▼日時 2月17日(月)～3月17日(月)（土日は除く。ただし、2月23日・3月2日(日)は実施）
- ▼午前の部⇨8時30分～12時（受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ）
- ▼午後の部⇨13時～17時15分（受け付けは15時30分まで。なお、混雑時は受付終了時間が早まる場合があります）
- ※3月1日・15日(土)（8時30分～12時）の市役所土曜開庁日は、完成した申告書の提出に限り市民税課窓口で收受します。
- ▼注意事項 市役所への郵送による提出はできません。

市役所でできない確定申告

- 次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告を行ってください。
- ①給与・公的年金以外の収入に関する申告（事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑（報酬・原稿料・講演料など）・譲渡所得など）
 - ②住宅借入金等特別控除の申告
 - ③雑損控除の申告
 - ④特定支出控除の申告
 - ⑤平成24年分以前の申告
- ※ただし、完成した申告書の提出に限り市役所でも收受します。

公的年金などに係る確定申告

平成23年分以降、公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要がなくなりました。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。また、確定申告が不要な場合でも、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加（医療費控除など）がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

税理士による無料申告相談会

混雑する場合は、先着順で早めに受け付けを締め切り、午後の受け付けを行わない場合もありますのでご注意ください。

- ▼日時 2月12日(水)・13日(木)・14日(金)
- ▼午前の部⇨9時～12時（受け付けは11時30分まで）
- ▼午後の部⇨13時～15時30分（受け付けは15時まで）
- ▼会場 市役所703会議室
- ▼対象 小規模納税者（前年の所得金額が300万円以下の方）の所得税および消費税の申告、年金受給者および給与所得者の所得税の申告（譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方および相談内容が複雑な方などを除く）

市・県民税(住民税)の申告

平成26年度市・県民税の申告書の提出期限は3月17日(月)です。

申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③昨年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加（医療費控除など）がない方
- ④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月15日(土)までは市民税課窓口（土曜開庁日も含む）で、2月17日(月)～3月17日(月)は市役所702・703会議室で確定申告と同様の時間内に申告してください。また、郵送による提出も可能です。

市・県民税の均等割税率が引き上げになります

市市民税課 ☎(235)8594

東日本大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度～35年度の10年間、市・県民税の均等割税率に年額1000円（市民税500円、県民税500円）が加算されます。

均等割税率（年額）

| | 改正前 (平成25年度まで) | 改正後 (平成26年度～35年度) |
|--------|-------------------|----------------------|
| 市民税 | 3,000円 | 3,500円 |
| 県民税(※) | 1,300円 | 1,800円 |
| 合計 | 4,300円 | 5,300円 |

(※) 県民税には、水源環境の保全および再生事業に活用するための税金（水源環境保全税）300円が含まれます。

